

平成26年度登録販売者試験案内

1 試験日時

平成26年8月20日（水）

午前10時から正午まで

午後1時30分から午後3時30分まで

※ 午前9時30分までに集合して下さい。

2 試験会場

- ・山口大学 山口市吉田1677番地の1
- ・山口県立大学 山口市桜島3丁目2番1号
- ・山口県庁 山口市滝町1番1号
- ・山口県婦人教育文化会館 山口市湯田温泉5丁目1番1号
- ・山口県社会福祉会館 山口市大手町9番6号
- ・パルトピアやまぐち 山口市神田町1番80号

※ 試験会場は、受験票に明記し郵送します。

3 受験資格

- (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程(同法第87条第2項に規定するものに限る。)を修めて卒業した者
- (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
〔なお、一般販売業若しくは薬種商販売業及び薬事法の一部を改正する法律附則第10条に規定する既存配置販売業(以下、「既存配置販売業」とする。)において実務に従事した者を含む。〕
- (5) 4年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
〔なお、一般販売業若しくは薬種商販売業及び既存配置販売業において実務に従事した者を含む。〕
- (6) その他、(1)～(5)と同等以上の知識経験を有すると山口県知事が認めた者
ア 外国薬学校卒業者等
イ 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は店舗販売業若しくは配置販売業において薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した者
※ア及びイに該当する方は、事前に山口県健康福祉部薬務課までご相談ください。

4 試験項目

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

5 試験方法

筆記試験(番号記述式)

6 受験願書の受付期間

平成26年5月26日(月)から平成26年6月6日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで(土日を除く)

ただし、郵送の場合は、平成26年6月6日(金)までの消印のあるものは、有効とします。受験票の発送は8月上旬を予定しています。

7 提出場所

＜山口県内にお住まいの方＞

最寄りの健康福祉センター(山口健康福祉センター防府支所を除く)又は下関市立下関保健所保健医療課

※ 県内にお住まいの方が山口県健康福祉部薬務課に提出されても、受理しません。

<山口県外にお住まいの方>

山口県健康福祉部薬務課（〒753-8501 山口市滝町1番1号）

※ 郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書在中」と朱書きし、簡易書留で送付して下さい。

8 受験手続き

(1) 提出書類

※下記アからカのすべての書類の提出がなければ受験できません。（「提出書類の省略について」に該当する場合は除く。）

※各書類の記入は「記入上の注意と記入例」をよく読んで行うこと。

提出書類の省略について

過去に山口県が実施した登録販売者試験を受験した方は、下記イ、ウ、エの書類の提出を省略することができます。

省略する場合には、受験願書余白に「平成〇〇年度山口県登録販売者試験を受験番号××××で受験済」と記入すること。（受験年度及び受験番号は、直近のものを記入すること。）

ただし、受験後に氏名が変更している場合は、変更の事実を証明する戸籍抄本等を提出すること。

<山口県内にお住まいの方>

ア 受験願書……………正本1部、副本1部

※ 電話番号は、平日の日中(8:30~17:15)に連絡が取れる電話番号を記入すること。

イ 受験資格(1)~(4)の者にあつては、卒業証明書又は卒業証書の写し。

卒業証明書……………正本1部、副本(正本をコピーしたもの)1部

卒業証書の写し……………2部

※ 受験願書の氏名と異なる場合は、変更の事実を証明する戸籍抄本等を提出してください。

※ 卒業証書の写しの場合は、受験願書提出時に卒業証書の原本を提示し、原本照合を受けること。

ウ 受験資格(4)及び(5)の者にあつては、実務経験証明書。

実務経験証明書……………正本1部、副本(正本をコピーしたもの)1部

※ 一般販売業、薬種商販売業及び既存配置販売業並びに業務期間が平成21年5月31日までの薬局での実務経験証明書様式は別紙様式1です。

※ 店舗販売業及び新配置販売業並びに業務期間が平成21年6月1日以降の薬局での実務経験証明書様式は別紙様式2です。

※ 業務期間は、受験資格(4)の者は1年間、受験資格(5)の者は4年間を記入して下さい。（複数の実務経験証明書を提出する場合は、合算した期間が1年間、又は4年間となるようにしてください。）

※ 試験日前日までに実務経験を満たす見込みで受験申請をする場合は実務経験（見込）証明書を提出し、実務経験の期間を満たし次第、再度、実務経験（見込）証明書を提出した健康福祉センター又は下関市立下関保健所へ実務経験（見込）証明書を提出してください。

※ 実務経験証明書が平成26年8月19日（火）17時15分（必着）までに提出されない場合は、受験資格を満たさないため受験できません。受験した場合であってもその受験は無効とします。

エ 受験資格(4)及び(5)の者にあつては、勤務状況報告書。

勤務状況報告書……………正本1部、副本(正本をコピーしたもの)1部

※ 実務経験証明書1枚ごとに対応する期間の勤務状況報告書を添付してください。

※ 試験日前日までに実務経験を満たす見込みで受験申請をする場合は勤務状況（見込）報告書を提出し、実務経験の期間を満たし次第、再度、勤務状況（見込）報告書を提出した健康福祉センター又は下関市立下関保健所へ勤務状況（見込）報告書を提出してください。

※ 勤務状況報告書が平成26年8月19日（火）17時15分（必着）までに提出されない場合は、受験資格を満たさないため受験できません。受験した場合であってもその受験は無効とします。

オ 写真（縦4 cm、横3 cm とし、出願前6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの。写真票に貼付すること。） …… 1 部

カ 電算入力票 …… 1 部

<山口県外にお住まいの方>

ア 受験願書 …… 1 部

※ 電話番号は、平日の日中(8:30~17:15) に連絡が取れる電話番号を記入すること。

イ 受験資格(1)~(4)の者にあつては、卒業証明書 …… 1 部

※ 受験願書の氏名と異なる場合は、変更の事実を証明する戸籍抄本等を提出してください。

ウ 受験資格(4)及び(5)の者にあつては、実務経験証明書 …… 1 部

※ 一般販売業、薬種商販売業及び既存配置販売業並びに業務期間が平成21年5月31日までの薬局での実務経験証明書様式は別紙様式1です。

※ 店舗販売業及び新配置販売業並びに業務期間が平成21年6月1日以降の薬局での実務経験証明書様式は別紙様式2です。

※ 業務期間は、受験資格(4)の者は1年間、受験資格(5)の者は4年間を記入して下さい。(複数の実務経験証明書を提出する場合は、合算した期間が1年間、又は4年間となるようにしてください。)

※ 試験日前日までに実務経験を満たす見込みで受験申請をする場合は実務経験(見込)証明書を提出し、実務経験の期間を満たした次第、山口県健康福祉部薬務課へ実務経験(見込)証明書を提出してください。

※ 実務経験証明書が平成26年8月19日(火)17時15分(必着)までに提出されない場合は、受験資格を満たさないため受験できません。受験した場合であってもその受験は無効とします。

エ 受験資格(4)及び(5)の者にあつては、勤務状況報告書 …… 1 部

※ 実務経験証明書1枚ごとに対応する期間の勤務状況報告書を添付してください。

※ 試験日前日までに実務経験を満たす見込みで受験申請をする場合は勤務状況(見込)報告書を提出し、実務経験の期間を満たした次第、山口県健康福祉部薬務課へ勤務状況(見込)報告書を提出してください。

※ 勤務状況報告書が平成26年8月19日(火)17時15分(必着)までに提出されない場合は、受験資格を満たさないため受験できません。受験した場合であってもその受験は無効とします。

オ 写真（縦4 cm、横3 cm とし、出願前6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの。写真票に貼付すること。） …… 1 部

カ 電算入力票 …… 1 部

(2) 受験手数料

14,070円の山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはってください。この収入証紙には消印しないこと。

なお、県外居住者で、山口県収入証紙が入手できない場合は、受験願書等の提出書類とともに14,070円分の郵便為替(指定受取人の欄は山口県健康福祉部薬務課として下さい。)を簡易書留で送付すること。

※ 一度申し込まれた受験手数料は返金できません。

(3) 受験票

受験願書受理後、受験票を郵送により交付します。(8月上旬の発送を予定しています。)試験日の7日前になっても受験票が届かない場合は、山口県健康福祉部薬務課(Tel.083-933-3020)へ問い合わせ下さい。

9 合格発表等

(1) 合格発表

平成26年10月7日(火)に、合格者の受験番号を県庁本館インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示し、また、山口県のホームページ

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/index/>)に掲載します。

なお、合格証は、受験願書を提出した健康福祉センター又は下関市立下関保健所において、10月14日(火)から交付を行います。また、受験願書を薬務課に提出した方は、10月14日(火)から郵送で交付します。

(2) 試験の得点の開示

試験の得点を知りたい方は、口頭による開示の申し出をすることができます。その際は、合格発表以降一ヶ月以内に山口県健康福祉部薬務課に受験票及び運転免許証、旅券等本人であることを証明できる書面を持参の上、その旨を申し出て下さい。(受験者本人にのみ得点を開示します。)

10 その他

(1) 受験願書の請求

受験願書等の様式の請求先は、各健康福祉センター、下関市立下関保健所保健医療課又は山口県健康福祉部薬務課です。また、山口県薬務課ホームページからダウンロードもできます。

※ 山口健康福祉センター防府支所（防府市駅南町 13-40）の窓口において、受験願書の配布のみ行っています。（郵便による受験願書の請求、受験願書の受付及び試験に関する問い合わせ等には、対応していません。）

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「登録販売者試験受験願書請求」と朱書きし、宛先明記の返信用封筒（角2型（又は、縦33cm以上、横24cm以上のもの）に、140円切手をはったものを同封して下さい。（複数部数希望の場合は、お問い合わせください。）

(2) 試験についての問合せ先

岩国健康福祉センター	0827-29-1526
柳井健康福祉センター	0820-22-3631
周南健康福祉センター	0834-33-6427
山口健康福祉センター	083-934-2534
宇部健康福祉センター	0836-31-3200
長門健康福祉センター	0837-22-2811
萩健康福祉センター	0838-25-2666
下関市立下関保健所保健医療課	083-231-1711
山口県健康福祉部薬務課	083-933-3020

(3) 受験申し込みにあたって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、登録販売者試験の受験は無効とします。

また、合格証交付後、これらのことが判明した場合は、合格を取り消します。

(4) 車椅子で座れる机の提供等、受験に伴う配慮事項を希望する場合は、受験願書提出時に申し出て下さい。

11 試験会場への交通手段

(1) 山口大学

- JR山口線 湯田温泉駅から 徒歩25分
- 防長バス 山口大学前バス停下車 徒歩10分

(2) 山口県立大学

- JR山口線 宮野駅から徒歩3分
- 防長バス 県立大学前バス停下車 徒歩1分

(2) 山口県庁

- JR山口駅からバスで約5分 県庁前バス停すぐ

(3) 山口県婦人教育文化会館

- JR山口線 湯田温泉駅から 徒歩15分

(4) 山口県社会福社会館

- JR山口駅からバスで約5分 県庁前バス停下車 徒歩5分

(5) パルトピアやまぐち

- 防長バス 湯田温泉バス停で下車 徒歩15分またはタクシーで5分
- JR湯田温泉駅からタクシーで10分

※ 試験会場及びその周辺での駐車はできません。公共交通機関を利用してください。